

医療情報取得加算について

国が定めた診療報酬算定要件により、**2024年6月1日**より下記の通り算定いたします。

| | 初診時 (1カ月に1回) | 再診時 (3カ月に1回) |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| マイナ保険証を利用 しない 場合 | 3点 | 2点 |
| マイナ保険証を利用 する 場合 | 1点 | 1点 |

(※1点=10円として計算いたします。)

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

施設基準要件揭示物

医療社団法人 宇部中央病院